

# 役員等のうち常勤の者の勤務形態及び報酬等に関する基準

社会福祉法人 桔梗会

(目的)

**第1条** この基準は、社会福祉法人桔梗会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（以下「報酬規程」という。）第2条第1項第1号の規定により理事長が評議員会の同意を得て別に定めることとされた、常勤役員の勤務形態及び報酬等に関し、必要な事項を定める。

(対象役員)

**第2条** この基準の対象役員は、常務理事（業務執行理事）とする。

(勤務形態)

**第3条** 常務理事の就業は、社会福祉法人桔梗会職員就業規則（以下「就業規則」という。）を準用し、勤務形態は次のとおりとする。

- (1) 勤務は、原則として週4日とし、勤務日は、月毎の勤務予定表で定める。
- (2) 勤務時間は、就業規則別表1の事務職員の区分による。
- (3) 休暇は、年次有給休暇、リフレッシュ休暇及び特別休暇とし、このうち、年次有給休暇及びリフレッシュ休暇については、社会福祉法人準職員取扱要領の規定を準用する。
- (4) 職位は、施設長と同等の管理職とする。

(報酬の基準)

**第4条** 常務理事の報酬は、社会福祉法人桔梗会職員給与規程を準用し、次により支給する。

(1) 基本給

基本給は、130,000円とする。（固定給）

(2) 手当

手当での支給は、通勤手当のみとする。

(3) 賞与

賞与は、常勤職員と同時期に支給し、支給額は、基本給に常勤職員に対する支給率を乗じて得た額とする。

(費用弁償)

**第5条** 費用の弁償は、報酬規程に基づいて支給する。

(退職慰労金)

**第6条** 退職慰労金は、報酬規程に基づいて支給する。

(改正)

**第7条** この基準の改正は、評議員会の同意を得て行う。

附 則

この基準は、平成28年12月 1日から適用する。

附 則

この基準は、令和 元年 9月 1日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2年 4月 1日から適用する。